

建設工事従事者の安全及び健康の確保に  
関する富山県計画

令和3年7月

富山県

# 目次

はじめに	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題	1
1	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備	1
2	一人親方等への対処の必要性	3
3	建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保	3
<b>第1</b>	<b>建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針</b>	<b>5</b>
1	適正な請負代金の額、工期等の設定	5
2	設計、施工等の各段階における措置	5
3	建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上	6
4	建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上	6
<b>第2</b>	<b>建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策</b>	<b>7</b>
1	建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等	7
(1)	安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	7
(2)	建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定	7
2	責任体制の明確化	8
3	建設工事の現場における措置の統一的な実施	8
(1)	建設業者間の連携の促進	8
(2)	一人親方等の安全及び健康の確保	8
(3)	特別加入制度への加入促進等の徹底	9
4	建設工事の現場の安全性の点検等	9
(1)	建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進	9

	(2) 建設工事従事者の安全及び健康等に配慮した設計、工法等の普及推進 ..	10
5	建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発 .....	10
	(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進 .....	10
	(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進.	11

**第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 .....** 12

1	建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策 .....	12
	(1) 社会保険等の加入の徹底 .....	12
	(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進 .....	12
	(3) 「働き方改革」の推進 .....	12
	(4) 担い手の確保・育成等、女性活躍の推進 .....	13
2	墜落・転落災害の防止対策の充実強化 .....	13
3	基本計画の推進体制 .....	14
4	施策の推進状況の点検と計画の見直し .....	14

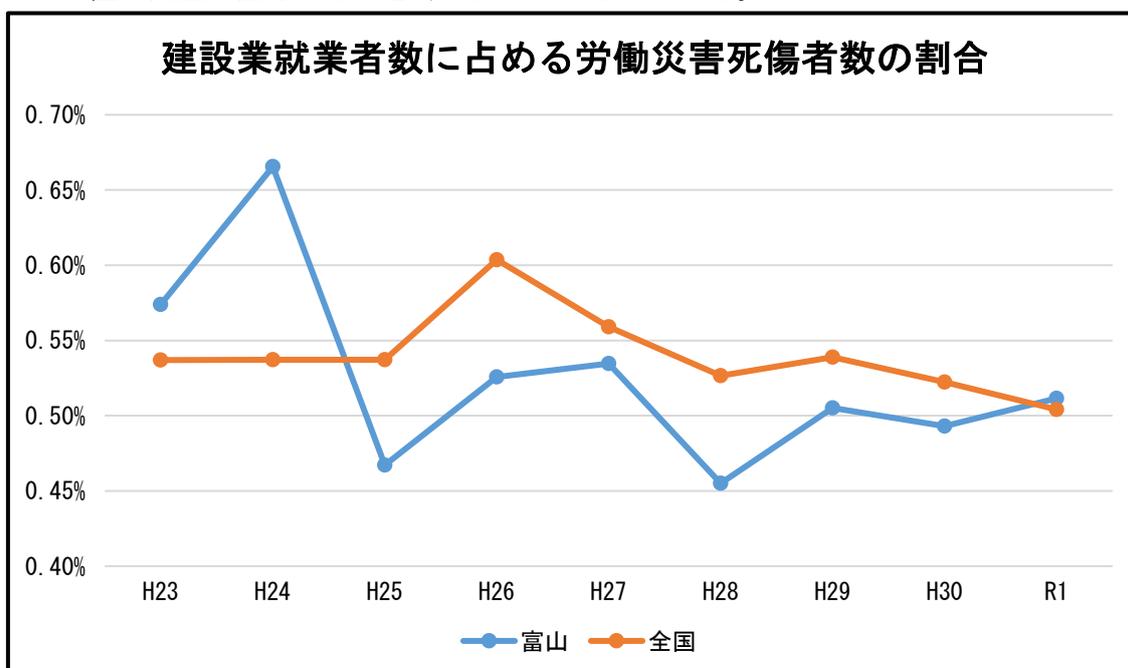
## はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する 現状と課題

### 1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

本県の建設業における労働災害の発生状況は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の改正により、危害防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動が相まって、長期的には減少傾向にある。

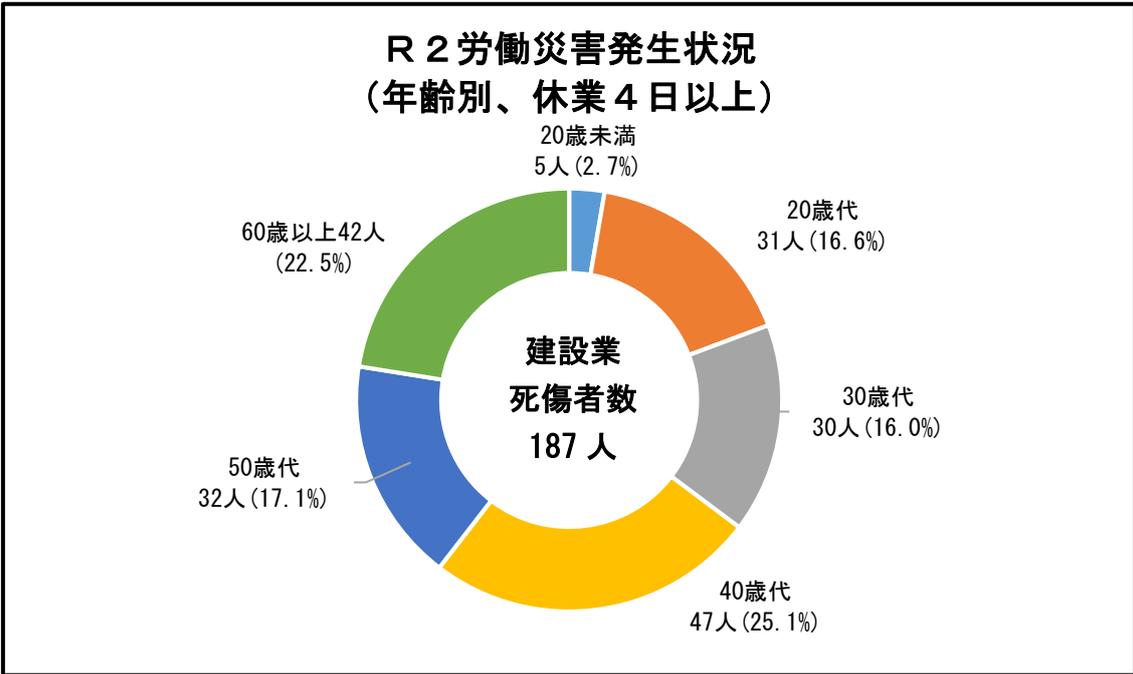
しかしながら、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、毎年尊い命が失われていること（5年平均（H28～R2）で3.6人/年<sup>\*</sup>）を重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。（<sup>\*</sup>H28：2人、H29：4人、H30：5人、R1：4人、R2：3人）

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。

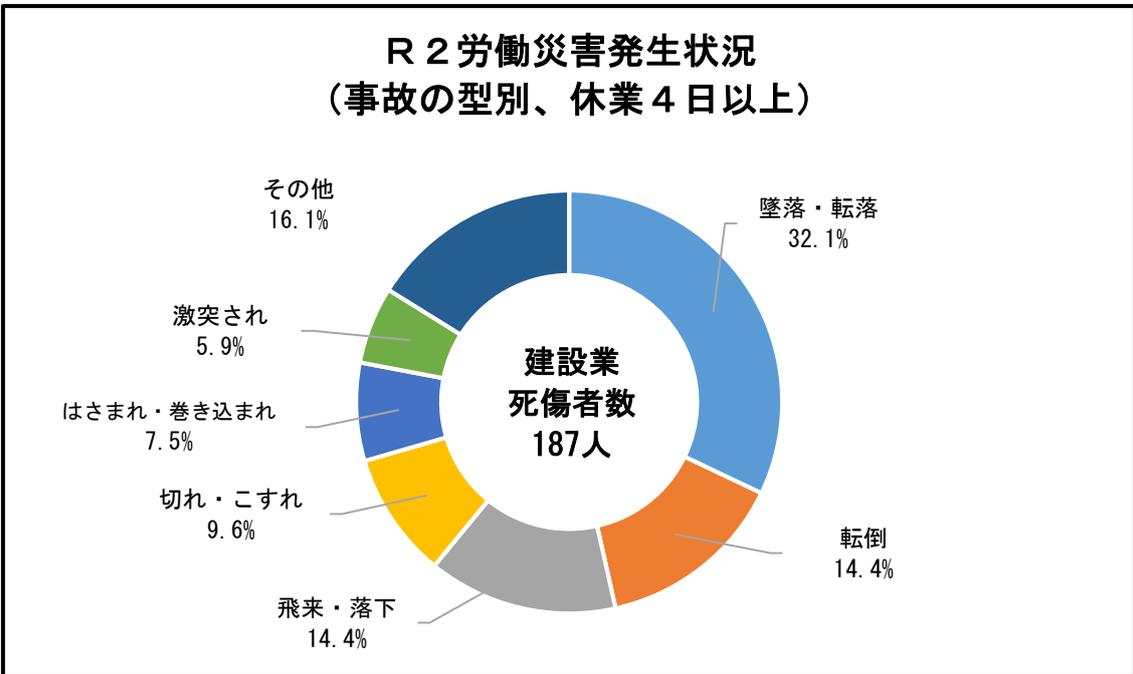


分子：休業4日以上死傷者数（労働者死傷病報告）

分母：建設業就業者数（建設工事施工統計調査）により試算



出典：富山労働局資料



出典：富山労働局資料

## 2 一人親方等への対処の必要性

一人親方等は、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象には当たらないが、建設工事の現場では他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事している。

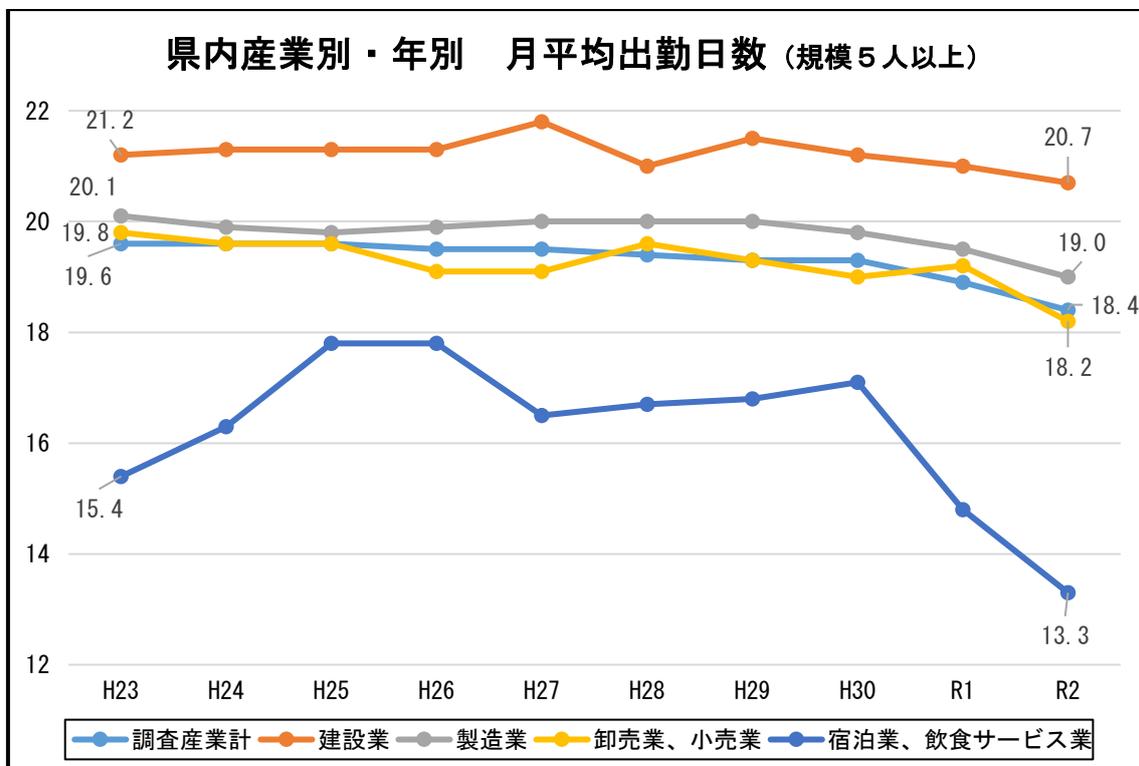
その業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。

## 3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

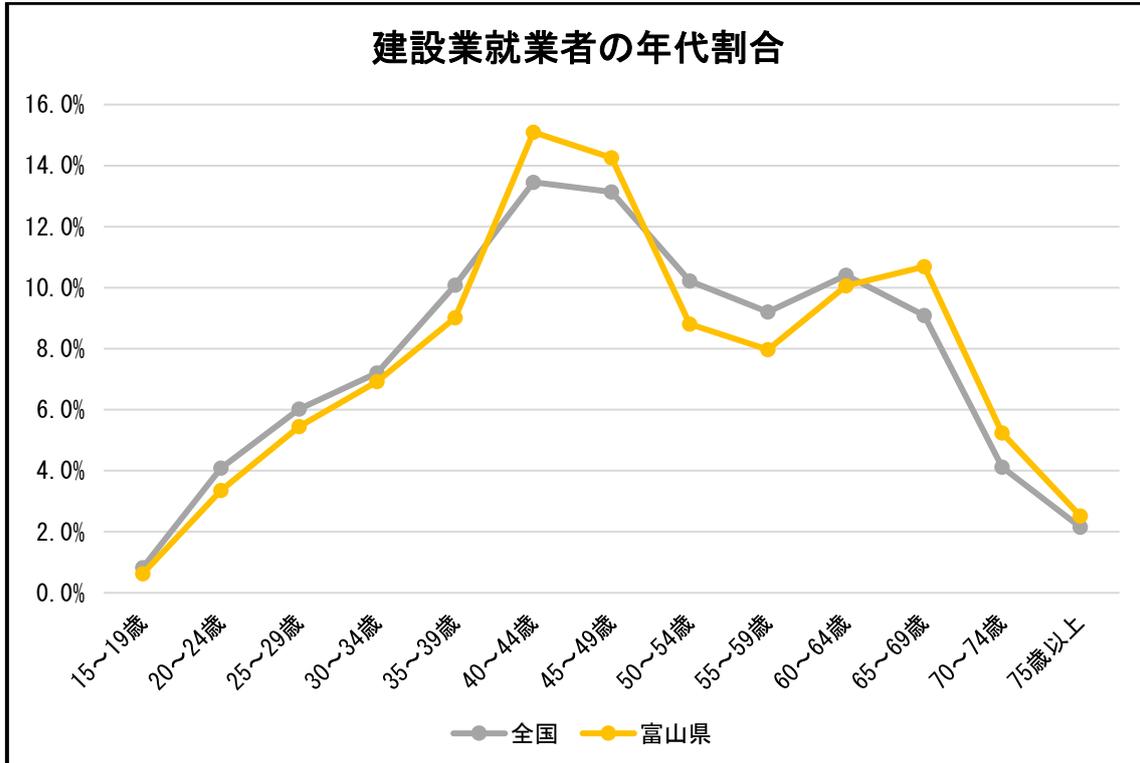
建設業においては、近年技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、未だ他産業の労働者と比べて低い水準にある。また、他産業では一般的となっている週休二日の確保が十分ではなく、総労働時間が長くなっている。

また、建設業就業者の年代割合をみると、全体的な年齢構成は全国と同様の傾向がみられるものの、20～39歳までの割合が全国を下回る一方、40～49歳の割合が全国を上回っており、今後の高齢化の進行が懸念される。

建設工事従事者の高齢化が進行している中、建設業を魅力的な仕事の場とし、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。



出典：富山県「毎月勤労統計調査年報」



出典：総務省統計局「平成 27 年国勢調査 就業状態等基本集計」より作成

### 建設業及び全産業における男女比率

(人)

	建設業				全産業			
	全国		富山県		全国		富山県	
男	4,066,100	83.0%	39,000	81.8%	37,074,100	56.0%	305,100	55.1%
女	833,700	17.0%	8,700	18.2%	29,138,900	44.0%	249,000	44.9%
計	4,899,800	100.0%	47,700	100.0%	66,213,000	100.0%	554,100	100.0%

出典：総務省統計局「平成 27 年国勢調査 就業状態等基本集計」より作成

---

## 第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する 施策についての基本的な方針

---

### 1 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約において、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながるおそれがある。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」（※）に含まれるものである。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休二日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

※（不当に低い請負代金の禁止）

第十九条の三

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

### 2 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階においても、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である。

### 3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがある。

近年では、過去に比べれば相対的に建設工事の現場における労働災害が減少していることによって、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

したがって、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組を促進していくことが必要である。

### 4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進等の処遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。

また性別に関わらず誰もが働きやすい環境を整備することで、建設業を魅力的な仕事の場とし、担い手の確保を進めていくことが必要である。

---

## 第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、 県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

---

### 1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

#### (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。一方、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を実施する。また、労働安全衛生法は、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、立入検査等を通じ法令遵守の徹底を図る。

#### 【主な施策・取組】

- 最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映した建設工事の予定価格設定
  - 工事施工の円滑化4点セット(※)による施工条件の変更等に対応した適切な設計図書の変更
  - 建設業法第31条に基づく立入検査の実施(安全衛生経費支払の適正化)
- ※土木工事条件明示の手引き、土木工事設計図書の照査ガイドライン、土木工事設計変更ガイドライン、工事一時中止に係るガイドライン  
(平成27年7月富山県土木部策定、令和2年8月最終更新)

#### (2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、週休二日の実現や労働時間の削減に向け、工期に関する基準(令和2年7月中央建設業審議会勧告)を踏まえ、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適切な工期を定める。また、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は適切な工期延長とともに、建設工事従事者の労働時間その他の労働条件の適正な確保が行われる等の環境を整備する。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、計画的な発注等によって施工時期を平準化する。

**【主な施策・取組】**

- 週休二日制モデル試行工事における週休二日を前提とした工期設定、試行の拡大
- 工事施工の円滑化４点セット等による施工条件の変更等に対応した適正な工期延長
- 工期の延長・短縮を行う場合における建設工事従事者の労働時間その他の労働条件の適正な確保
- 施工時期の平準化
  - ・ゼロ県債など債務負担行為の積極的な活用
  - ・余裕期間制度（発注者指定方式、フレックス方式）の活用

**2 責任体制の明確化**

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。このため、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。

**【主な施策・取組】**

- 講習会等による法令遵守の徹底
- 建設業法第 31 条に基づく立入検査の実施（下請取引等の適正化）

**3 建設工事の現場における措置の統一的な実施**

**(1) 建設業者間の連携の促進**

作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底を図る。

**【主な施策・取組】**

- 「工事現場における施工体制の点検要領」(※)に基づく施工プロセスのチェックリストによる現場確認

※ 平成 16 年 4 月富山県土木部策定、平成 28 年 6 月最終更新

**(2) 一人親方等の安全及び健康の確保**

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要であるため、一

人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。

また、一人親方等に関しては労働安全衛生法の直接の保護対象には当たらないため、建設業者による一人親方等の安全及び健康への配慮や、一人親方等の安全衛生に関する知識習得等を促進する。

**【主な施策・取組】**

○建設現場で発生した事故の迅速な状況把握及び関係機関との情報共有

**(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底**

一人親方については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。立入検査等を通じ特別加入制度について建設業者等に周知するなど加入促進を図る。

**【主な施策・取組】**

○ホームページや業界団体を通じ、労災保険の特別加入制度の周知

○建設業法第31条に基づく立入検査の実施（下請取引等の適正化）（再掲）

**4 建設工事の現場の安全性の点検等**

**(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進**

建設工事の現場の安全衛生水準を上げていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例に関する情報や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組の共有を通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する。

また、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層促進する。

さらに、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組を一層活発にするため、点検・パトロールを行う者の能力向上等を促進する。

**【主な施策・取組】**

○建設工事関係者連絡会議における関係機関・団体の情報共有等

○建設工事現場における安全パトロールの実施

(2) 建設工事従事者の安全及び健康等に配慮した設計、工法等の普及推進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及を推進するため、施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及を促進する。

また、ICT建機(※)やUAV(※)を活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させるi-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の普及を推進する。

さらに、国の各種ガイドラインを踏まえた安全な施工の普及を図るとともに、「公共工事等における新技術活用システム(NETIS:国土交通省)」等を利用し、新技術の効果的な活用を促進する。

この他、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策、新型コロナウイルス感染予防対策の徹底など作業環境の改善を図る。

※ ICT建機: 情報通信技術を活用した建設機械

※ UAV: 無人航空機

**【主な施策・取組】**

- ICT活用工事の推進
- ICT活用工事の現場における見学会や講習会の開催による技術の普及
- 公共工事受注者を対象とした安全に関わる講習等の実施
- 熱中症対策に資する現場管理費補正
- 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の周知・徹底
- 新型コロナウイルス感染予防対策に資する費用の計上

5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

労働安全衛生法で定められた法定の教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進する。

**【主な施策・取組】**

- 公共工事受注者を対象とした安全に関わる講習等の実施(再掲)
- 建設工事関係者連絡会議における関係機関・団体の情報共有等(再掲)

## (2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要がある。このため、各建設工事の現場に関し建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について情報発信し、水平展開を図る。

あわせて、各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進する。

### 【主な施策・取組】

○建設工事関係者連絡会議における関係機関・団体の情報共有等（再掲）

---

### 第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

---

#### 1 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

##### (1) 社会保険等の加入の徹底

社会保険等の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、建設業許可申請時等の加入の確認及び指導、公共工事における未加入業者の排除等の対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている。

一方で、未だ未加入の建設業者及び建設工事従事者も存在し、十分な法定福利費が確保できていないとの声もあるため、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入対策を推進する。

##### 【主な施策・取組】

- 建設業許可申請時等における未加入業者への指導及び社会保険等担当部局への通報
- 社会保険加入推進を図る関係機関・団体との情報共有及び対応検討
- 入札参加資格申請者に社会保険等の加入を義務付け
- 建設工事の1次下請負業者を社会保険加入建設業者に限定
- 建設業法第31条に基づく立入検査の実施（法定福利費に係る確認・指導）

##### (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することで、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられる、建設キャリアアップシステムの活用を検討します。

##### 【主な施策・取組】

- キャリアアップシステムの活用検討に向けた関係機関との情報交換等の連携

##### (3) 「働き方改革」の推進

総労働時間が長く、休みが取れないことや、賃金が高産業の労働者と比べて低い水準にあることが、建設業における若者の入職に当たっての障害・離職理由となっている。このため、働き方改革実行計画（平成29年3月働き方改革実現会議決定）

や建設業働き方改革加速化プログラム（平成30年3月国土交通省）、工期に関する基準（令和2年7月中央建設業審議会勧告）を踏まえ、適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進める。

**【主な施策・取組】**

- 建設現場における週休二日を前提とした適正な工期設定、週休二日制モデル工事の拡大
- 繰越明許費の活用等による適正な工期設定

**（4）担い手の確保・育成等、女性活躍の推進**

近年、本県の建設業従事者数は大きく減少するとともに、高齢化も進んでおり、担い手の確保が大きな課題となっている。

担い手の確保・育成等に向けて、将来の職業選択の参考にしてもらうため、若者に対し建設業の魅力ややりがいを広く発信するとともに、関係団体と連携して、建設企業の人材育成、若者の定着を促進する。

また、女性活躍の推進を図るため、関係団体と連携して、女性の就業に向けた意識改革の取組みや女性が働きやすい職場環境の整備を促進する。

**【主な施策・取組】**

- 若者と女性が輝く建設業支援事業

**2 墜落・転落災害の防止対策の充実強化**

建設工事の現場においては、墜落・転落災害が最も多く、県内の労働災害においても事故の32.1%（令和2年度）を占めている。このため墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づく措置の遵守徹底を図る。

加えて、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている「労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい『より安全な措置』等」の一層の普及促進を図る。

**【主な施策・取組】**

- 建設工事関係者連絡会議における関係機関・団体の情報共有等（再掲）

### 3 基本計画の推進体制

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、国土交通省及び厚生労働省並びに関係事業者団体において各種の施策が実施されていることに鑑み、これら行政機関及び団体と連携し、本計画の推進を図る。

### 4 施策の推進状況の点検と計画の見直し

この計画に定める施策について、随時、見直しを図り、検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。